

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年3月31日（水） 号外第36号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（16）（障がい福祉課）・・・4
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 （17）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

令和2年の税制改正において未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦及び寡夫控除の見直しが行われたこと等に鑑み、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 特別医療費の助成対象を定める規定のうち障がい者の所得の算定に係る部分について、特別の寡婦に該当する場合の控除を廃止し、ひとり親に対する控除を新たに加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 居宅介護等、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う障害福祉サービス事業者、障害者支援施設並びに地域活動支援センター及び福祉ホーム（以下「地域活動支援センター等」という。）は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることとする。

(2) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び地域活動支援センター等は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとする。

(3) 居宅介護等、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う障害福祉サービス事業者並びに障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化のため、次の措置を講ずることとする。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(4) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び地域活動支援センター等は、感染症等が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずることとする。

ア 感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

イ 感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ウ 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(5) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び地域活動支援センター等は、作成、記録、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとする。

(6) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び地域活動支援センター等は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当

該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。

- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日等
  - ア 施行期日は、令和3年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第16号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(条例別表第1号の規則で定める者等)</p> <p>第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">                     地方税法第34条第1項第8号の規定により控除を受けた者                 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">27万円</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">                     地方税法第34条第1項第8号の2の規定により控除を受けた者                 </td> <td style="text-align: center;">35万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		地方税法第34条第1項第8号の規定により控除を受けた者	27万円	地方税法第34条第1項第8号の2の規定により控除を受けた者	35万円	略		<p>(条例別表第1号の規則で定める者等)</p> <p>第2条 条例別表第1号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げる者とし、同号の規則で定める額は、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">                     地方税法第34条第1項第8号の規定により控除を受けた者                 </td> <td style="width: 50%;">                     27万円 <u>(地方税法第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、35万円)</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		地方税法第34条第1項第8号の規定により控除を受けた者	27万円 <u>(地方税法第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、35万円)</u>	略	
略															
地方税法第34条第1項第8号の規定により控除を受けた者	27万円														
地方税法第34条第1項第8号の2の規定により控除を受けた者	35万円														
略															
略															
地方税法第34条第1項第8号の規定により控除を受けた者	27万円 <u>(地方税法第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、35万円)</u>														
略															

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則の規定は、令和3年8月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第17号**

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(中山間地域の要件)		(中山間地域の要件)	
第15条 条例別表第3設備の項第1号の規則で定める地域は、 <u>山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</u> とする。		第15条 条例別表第3設備の項第1号の規則で定める地域は、 <u>次に掲げる地域</u> とする。	
		(1) <u>山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村</u>	
		(2) <u>八頭郡八頭町小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下部</u>	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
区分	指定基準	区分	指定基準
略	略	略	略
サー ビス の 提 供	1~24 略 25 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u> 26 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。</u> 27 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のため</u>	サー ビス の 提 供	1~24 略

	<p><u>の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>28 略</p> <p>29 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>30 <u>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲</u>示し、又は<u>掲</u>示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p>31 略</p> <p>32 略</p> <p>33 略</p> <p>34 略</p>	<p>25 略</p> <p>26 <u>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲</u>示すること。</u></p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 略</p>
<p>記 録 の 作 成 及</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規</u></p>	<p>記 録 の 作 成 及</p> <p>1・2 略</p>

び 保 存	<p>定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（サービスの開始及び終了の項第2号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</p> <p>4 交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により行うことができる。</p>	び 保 存	
略		略	

別表第2（第4条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別 支援 計画	1 略 2 計画の作成に当たっては、サービスの提供に当たる従業者等による会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装	

別表第2（第4条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別 支援 計画	1 略 2 計画の作成に当たっては、サービスの提供に当たる従業者等による会議を開催し、計画の原案の内容について意見を求めること。	

	<p><u>置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>3～6 略</p>				
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1～21 略</p> <p>22 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>23 略</p> <p>24 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>25 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができ</u></p>	<p>1～7 略</p> <p>8 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p>9・10 略</p>		<p>3～6 略</p>	
サ ー ビ ス の 提 供				<p>1～21 略</p> <p>22 略</p>	<p>1～7 略</p> <p>8 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示すること。</u></p> <p>9・10 略</p>



	<p>る。</p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>26 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>27 略</p>		<p>23 <u>感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>24 略</p>	
<p>記録の作成及</p>	<p>1 条例別表第2記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記</p>	<p>略</p>	<p>記録の作成及</p> <p>条例別表第2記録の作成及び保存の項の中欄に規定する記録は、</p>	<p>略</p>

<p>び 保 存</p>	<p>録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（別表第1サービスの開始及び終了の項第2号及びサービスの開始及び終了の項の右欄第2号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>3 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい</u>の特性に応じた適</p>	<p>び 保 存</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
------------------	---	------------------	--

	<u>切な配慮をしつつ、 書面等に代えて、電 磁的方法によること ができる。</u>	
略		

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～12 略	1～11 略
	13 <u>適切なサービスの 提供を確保する観点 から、職場において 行われる性的な言動 又は優越的な関係を 背景とした言動で あつて業務上必要か つ相当な範囲を超え たものにより従業者 の就業環境が害され ることを防止するた めの方針の明確化等 の必要な措置を講ず ること。</u>	12 事業所 の見やすい場所 に、運営 規程の概要、従業者の勤務 の体制、 協力医療 機関その 他の利用 申込者の サービスの 選択に 資すると 認められ る重要事 項を <u>掲示</u> し、又は <u>掲示に代</u> <u>えてこれ</u> <u>らの事項</u> <u>を記載し</u> <u>た書面を</u> <u>事業所に</u> <u>備え付</u> <u>け、か</u> <u>つ、これ</u> <u>をいつで</u> <u>も関係者</u> <u>に自由に</u> <u>閲覧させ</u> <u>ること。</u>
	14 略	
	15 略	
	16 略	
	17 略	
	18 略	
	19 略	
	20 略	
	21 略	
	22 略	
	23 略	
	24 略	
25 略		
26 <u>虐待の防止のため の対策を検討するた めの委員会を定期的 に開催するととも に、その結果につい て、従業者に周知徹 底を図ること。な お、委員会は、テレ</u>		

略		

備考 略

別表第3 (第5条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～12 略	1～11 略
		12 事業所 の見やすい場所 に、運営 規程の概要、従業者の勤務 の体制、 協力医療 機関その 他の利用 申込者の サービスの 選択に 資すると 認められ る重要事 項を <u>掲示</u> <u>すること。</u>
	13 略	
	14 略	
	15 略	
	16 略	
	17 略	
	18 略	
	19 略	
	20 略	
	21 略	
	22 略	
	23 略	
24 略		

び電話装置等を活用して開催することができる。

27 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 略

34 略

35 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 略

32 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

	<p><u>止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>36 略</p> <p>37 <u>サービスの提供により就職した利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整に努めること。</u></p>			<p>33 略</p>	
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって</u></p>	<p>略</p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>	<p>略</p>

<p><u>認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（別表第1サービスの開始及び終了の項第2号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>	
略	略

備考 略

備考 略

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～27 略 28 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者</u>

別表第4（第6条関係）

区分	指定基準
略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～27 略

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

29 略

30 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

31 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

32 略

33 略

34 略

35 略

36 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期

28 略

29 略

30 略

31 略

32 略

33 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

	<p>的に実施すること。</p> <p>37 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p>		<p>34 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示すること。</u></p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（サービスの開始及び終了の項第5号及び第8号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1～10 略</p> <p>11 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開</u></p>

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1～10 略</p>



催することができる。

12 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果に  
ついて、従業者に周知徹底を図る  
こと。なお、委員会は、テレビ電  
話装置等を活用して開催するこ  
とができる。

(2) 身体的拘束等の適正化のため  
の指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等  
の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

13 略

14 略

15 感染症、食中毒及び熱中症が発生  
し、又はまん延しないように、次に  
掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の  
予防及びまん延の防止のための対  
策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果につ  
いて、従業者に周知徹底を図るこ  
と。なお、委員会は、テレビ電話  
装置等を活用して開催するこ  
とができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の  
予防及びまん延の防止のための指  
針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症、食中  
毒及び熱中症の予防及びまん延の  
防止のための研修及び訓練を定期  
的に実施すること。

16 事業所の見やすい場所に、運営規  
程の概要、従業者の勤務の体制その  
他の利用申込者のサービスの選択に  
資すると認められる重要事項を掲  
示し、又は掲示に代えてこれらの事項  
を記載した書面を事業所に備え付  
け、かつ、これをいつでも関係者に  
自由に閲覧させること。

17 略

18 略

11 略

12 略

13 事業所の見やすい場所に、運営規  
程の概要、従業者の勤務の体制その  
他の利用申込者のサービスの選択に  
資すると認められる重要事項を  
掲示  
すること。

14 略

15 略

	<p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 <u>従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>31 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p>		<p>16 略</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービスの提供の項第27号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（別表第1サービスの開始及び終了の項第2号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) サービスの提供の項第24号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 略</p>

	<p><u>規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい</u>の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</p>
略	

略	

別表第6（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個 別 支 援 計 画	1 略	
	2 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。 <u>なお、会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u>	
	3～6 略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～12 略	1～12 略
	13 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u>	13 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示し、又は掲示に代えてこれ</u>
	14 略	
	15 略	
	16 略	
	17 略	
	18 略	
	19 略	
	20 略	

別表第6（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個 別 支 援 計 画	1 略	
	2 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。	
	3～6 略	
サ ー ビ ス の 提 供	1～12 略	1～12 略
		13 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示</u> すること。
	13 略	
	14 略	
	15 略	
	16 略	
	17 略	
	18 略	
	19 略	

<p>21 略</p> <p>22 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>23 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないよ</u></p>	<p><u>らの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p>	<p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 <u>感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上</u></p>
---	--	---

	<p><u>うに、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p><u>30 略</u></p> <p><u>31 略</u></p> <p><u>32 略</u></p> <p><u>33 サービスの提供により就職した利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整に努めること。</u></p>	略		<p><u>及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>27 略</u></p> <p><u>28 略</u></p> <p><u>29 略</u></p>	
記録の作	1・2 略 3 作成、保存その他		記録の作	1・2 略	略

<p>成 及 び 保 存</p>	<p><u>これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（別表第1サービスの開始及び終了の項第2号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい</u><u>の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>	<p>成 及 び 保 存</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～11 略 12 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u> 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u> 20 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周</u>	1～11 略 12 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u>

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サー ビス の 提 供	1～11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略	1～11 略 12 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示すること。</u>

知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。



	<p><u>止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p><u>29 略</u></p> <p><u>30 略</u></p> <p><u>31 略</u></p> <p><u>32 略</u></p> <p><u>33 略</u></p> <p><u>34 略</u></p> <p><u>35 略</u></p> <p><u>36 略</u></p> <p><u>37 略</u></p> <p><u>38 サービスの提供により就職した利用者が、就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整を行うこと。</u></p> <p><u>39 略</u></p>			<p><u>26 略</u></p> <p><u>27 略</u></p> <p><u>28 略</u></p> <p><u>29 略</u></p> <p><u>30 略</u></p> <p><u>31 略</u></p> <p><u>32 略</u></p> <p><u>33 略</u></p> <p><u>34 略</u></p> <p><u>35 略</u></p>	
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他のこれらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同</u></p>	略	記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p>	略

<p>じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの（別表第1サービスの開始及び終了の項第2号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい<span style="font-size: small;">の</span>特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</p>		
略	略	略

備考 略

備考 略

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1～11 略 12 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害され</u>	1～11 略 12 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その

別表第8（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの提供	1～11 略	1～11 略 12 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その

	<p><u>ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p> <p>19 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>20 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u></p>	<p>他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p>13 略</p>		<p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p> <p>15 略</p> <p>16 略</p> <p>17 略</p>	<p>他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示すること。</u></p> <p>13 略</p>
--	--	--	--	---	---

	<u>施すること。</u>		
<u>21</u>	略		<u>18</u> 略
<u>22</u>	略		<u>19</u> 略
<u>23</u>	略		<u>20</u> 略
<u>24</u>	略		<u>21</u> 略
<u>25</u>	略		<u>22</u> 略
<u>26</u>	略		<u>23</u> 略
<u>27</u>	略		<u>24</u> 略
<u>28</u>	感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。		<u>25</u> 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
	(1) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u>		
	(2) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u>		
	(3) <u>従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u>		
<u>29</u>	略		<u>26</u> 略
<u>30</u>	略		<u>27</u> 略
<u>31</u>	略		<u>28</u> 略
<u>32</u>	略		<u>29</u> 略
<u>33</u>	略		<u>30</u> 略

	<p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> サービスの提供により就職した利用者が、就労定着支援の利用を希望する場合には、前号に定める支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整に努めること。</p> <p><u>44</u> 略</p> <p><u>45</u> 就労継続支援A型を行う事業者は、事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該事業所の運営状況に関し必要な事項について、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表すること。</p>			<p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p>	
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p><u>3</u> 作成、保存その他のこれらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができ</p>	<p>略</p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p>	<p>略</p>

<p>る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(サービスの開始及び終了の項の右欄第4号及び第6号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</p>	
略	略

備考 略

備考 略

別表第9 (第11条関係)

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	1～20 略 21 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止す

別表第9 (第11条関係)

区分	指定基準
略	
サー ビス の 提 供	1～20 略

るための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

22 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

23 略

24 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

25 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

31 1月に1回以上、利用者に対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法によりサービスの提供を行うこと。また、1月に1回以上、利用者を雇用した通

21 略

22 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 1月に1回以上、利用者に対面しサービスの提供を行うこと。また、1月に1回以上、利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより利用者の職場での状況を把

	<p>常の事業所の事業主を訪問することにより利用者の職場での状況を把握するよう努めること。</p> <p>32 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（別表第1サービスの開始及び終了の項第2号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>
	略

備考 略

別表第10（第12条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1～20 略</p> <p>21 <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>22 <u>虐待の防止のための対策を検討す</u></p>

	<p>握するよう努めること。</p> <p>29 略</p>
記録の作成及び保存	<p>1・2 略</p>
	略

備考 略

別表第10（第12条関係）

区分	指定基準
略	
サービスの提供	<p>1～20 略</p>



	<p><u>る委員会を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>23 略</p> <p>24 <u>感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的</u>に開催するとともに、<u>その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</u>に実施すること。</p> <p>25 <u>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 略</p> <p>31 略</p> <p>32 略</p>	<p>21 略</p> <p>22 <u>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</u></p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつ</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p> <p>1・2 略</p>

<p>て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(別表第1サービスの開始及び終了の項第2号及び第5号並びに次号に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>4 交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</p>	
略	略

備考 略

備考 略

別表第11 (第13条関係)

区分	指定基準
略	
サービス の提供	<p>1～28 略</p> <p>29 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>30 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的</u></p>

別表第11 (第13条関係)

区分	指定基準
略	
サービス の提供	<p>1～28 略</p>

実施すること。

31 略  
32 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

33 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又は掲示に代えてこれらの事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。

34 略

35 略

36 略

37 略

38 略

39 略

40 略

41 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

42 略

29 略

30 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

31 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

32 略

33 略

34 略

35 略

36 略

37 略

38 略

39 略

	<p>43 略 44 略 45 略 46 略 47 略 48 略 49 略</p>		<p>40 略 41 略 42 略 43 略 44 略 45 略 46 略</p>
<p>記 録 の 作 成 及 び 保 存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 (3) サービスの提供の項第45号の規定による報告、評価、助言等に係る記録 (4) サービスの提供の項第49号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録 2 略 3 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（サービスの開始及び終了の項第6号及び第8号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u> 4 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>	<p>記 録 の 作 成 及 び 保 存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。 (1)・(2) 略 (3) サービスの提供の項第42号の規定による報告、評価、助言等に係る記録 (4) サービスの提供の項第46号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録 2 略</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	

(鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
区分	最低基準	区分	最低基準
従業者の配置	1～4 略 5 次に掲げる従業者は、常勤とすること。 (1)～(3) 略 (4) 就労移行支援を行う場合は、生活支援員又は職業指導員のいずれか1人以上及びサービス管理責任者の1人以上 (5) 略 6～11 略	従業者の配置	1～4 略 5 次に掲げる従業者は、常勤とすること。 (1)～(3) 略 (4) 就労移行支援を行う場合は、生活支援員又は職業指導員のいずれか1人以上並びに就労支援員及びサービス管理責任者の <u>それぞれ</u> 1人以上 (5) 略 6～11 略
略		略	
個別支援計画	1 略 <u>2 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。なお、会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</u> 3 略 4 略 5 略 6 略	個別支援計画	1 略 2 略 3 略 4 略 5 略
サービスの提供	1 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u> 2 <u>身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずること。</u> (1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u>	サービスの提供	

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 略
- 27 略
- 28 略
- 29 略

30 就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、就労定着支援の利用を希望する場合には、職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう就労定着支援事業者との連絡調整を行うこと。

31 就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、就労定着支援の利用を希望する場合には、職業生活における相談等の支援が終了した日以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう就労定着支援事業者との

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 略
- 27 略

	<p><u>連絡調整に努めること。</u></p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 略</p> <p><u>44</u> 略</p> <p><u>45</u> 略</p> <p><u>46</u> 略</p> <p><u>47</u> <u>適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>48</u> 略</p> <p><u>49</u> 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p>(2) <u>感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>従業員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p><u>50</u> 略</p>		<p><u>28</u> 略</p> <p><u>29</u> 略</p> <p><u>30</u> 略</p> <p><u>31</u> 略</p> <p><u>32</u> 略</p> <p><u>33</u> 略</p> <p><u>34</u> 略</p> <p><u>35</u> 略</p> <p><u>36</u> 略</p> <p><u>37</u> 略</p> <p><u>38</u> 略</p> <p><u>39</u> 略</p> <p><u>40</u> 略</p> <p><u>41</u> 略</p> <p><u>42</u> 略</p> <p><u>43</u> 略</p> <p><u>44</u> 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、<u>衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>45</u> 略</p>
--	---	--	--

記 録 の 作 成 及 び 保 存	<p><u>1 条例別表記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</u> (1)～(3) 略</p> <p><u>2 作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>3 交付、説明、同意、締結その他これらに類する行為（以下「交付等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）によることができる。</u></p>
	略

別表第2（第3条関係）

区分	指定基準
	略
サ ー ビ ス	1～14 略
の 提 供	15 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その

記 録 の 作 成 及 び 保 存	<p>条例別表記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
	略

別表第2（第3条関係）

区分	指定基準
	略
サ ー ビ ス	1～14 略
の 提 供	15 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その



	<p>他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示し、又は揭示に代えてこれらの事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること。</u></p> <p>16～18 略</p>		<p>他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示</u>すること。</p> <p>16～18 略</p>
<p>記 録 の 作 成 及 び 保 存</p>	<p>1 サービスの提供の項第14号の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存すること。</p> <p>2 <u>作成、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（入所及び退所の項第3号及びサービスの提供の項第1号並びに次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p>3 <u>交付等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>	<p>記 録 の 作 成 及 び 保 存</p>	<p>サービスの提供の項第14号の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、5年間保存すること。</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	

(鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	

<p>サ ー ビ ス の 提 供</p>	<p><u>1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと。</u></p> <p><u>5 職員によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>6 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。</u></p> <p><u>7 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の</u></p>	<p>サ ー ビ ス の 提 供</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p>
--	---	--

	<u>防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u>
記 録 の 作 成 及 び 保 存	<p>1 条例別表第1記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</p> <p>2 <u>記録、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。</u></p> <p>3 <u>説明、同意その他これらに類する行為（以下「説明等」という。）のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）によることができる。</u></p>
	略

別表第2（第3条関係）

区分	基準
略	
サ ー ビ ス	<p>1～5 略</p> <p>6 利用者に対し、適切なサービスを</p>

記 録 の 作 成 及 び 保 存	<p>条例別表第1記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略</p>
	略

別表第2（第3条関係）

区分	基準
略	
サ ー ビ ス	1～5 略

<p>の 提 供</p>	<p><u>提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと。</u></p> <p><u>7 職員によってサービスを提供すること。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p><u>8 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。</u></p> <p><u>9 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>12 略</u></p> <p><u>13 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p><u>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</u></p> <p><u>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 従業員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p>	<p>の 提 供</p>	<p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p>
<p>記 録 の 作 成 及</p>	<p><u>1 従業員、設備、備品及び会計に関する諸帳簿並びにサービスの提供及び事故等への対応についての記録を</u></p>	<p>記 録 の 作 成 及</p>	<p>従業員、設備、備品及び会計に関する諸帳簿並びにサービスの提供及び事故等への対応についての記録を整備</p>

び 保 存	<p>整備し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>2 記録、保存その他これらに類する行為のうち、条例及びこの規則の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この号及び次号において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次号に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p> <p><u>3 説明等のうち、条例及びこの規則の規定において書面等で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法によることができる。</u></p>	び 保 存	<p>し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）別表第1サービスの提供の項第26号、別表第2サービスの提供の項第24号、別表第3サービスの提供の項第26号、別表第4サービスの提供の項第30号、別表第5サービスの提供の項第11号、別表第6サービスの提供の項第22号、別表第7サービスの提供の項第19号、別表第8サービスの提供の項第19号、別表第9サービスの提供の項第22号、別表第10サービスの提供の項第22号及び別表第11サービスの提供の項第29号の規定の適用については、これらの規定中「図ること」とあるのは「図るよう努めること」とし、新規則別表第1サービスの提供の項第27号、別表第2サービスの提供の項第25号、別表第3サービスの提供の項第27号、別表第4サービスの提供の項第31号、別表第5サービスの提供の項第12号、別表第6サービスの提供の項第23号、別表第7サービスの提供の項第20号、別表第8サービスの提供の項第20号及び別表第11サービスの提供の項第30号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則別表第1サービスの提供の項第29号、別表第2サービスの提供の項第26号、別表第3サービスの提供の項第35号、別表第4サービスの提供の項第36号、別表第5サービスの提供の項第15号、別表第6サービスの提供の項第29号、別表第7サービスの提供の項第28号、別表第8サー

ビスの提供の項第28号、別表第9サービスの提供の項第24号、別表第10サービスの提供の項第24号及び別表第11サービスの提供の項第32号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。

(鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日から令和4年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）別表第1サービスの提供の項第1号の規定の適用については、同号中「図ること」とあるのは「図るよう努めること」とし、同項第2号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則別表第1サービスの提供の項第49号の規定の適用については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。

(鳥取県地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 施行日から令和4年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の地域活動支援センター及び福祉ホームに関する条例施行規則（以下この項及び次項において「新規則」という。）別表第1サービスの提供の項第1号及び別表第2サービスの提供の項第11号の規定の適用については、これらの規定中「図ること」とあるのは「図るよう努めること」とする。

7 施行日から令和6年3月31日までの間、新規則別表第1サービスの提供の項第10号及び別表第2サービスの提供の項第13号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めるとともに、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること」とする。